



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)

(取扱課室名) ページ

○ 訓令

*9 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

(技術調査課)..... 1

訓 令

和歌山県訓令第9号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「、工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額（当該下請契約が2以上あるときは、それらの請負代金の額の総額）が、3,000万円（工事が建築一式工事の場合は4,500万円）以上になる場合において」を削り、「2.8パーセント」を「2.7パーセント」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

3 この訓令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後において締結する工事の請負契約（当該工事に係る入札書の提出期間が施行日前であるものに限る。）に係る第7条第1項の建設工事請負契約書（別記第3号様式）については、改正後の同様式第7条の2第1項の規定をこの訓令による改正前の同項の規定に修正し、使用する。